

# 「コンクリート再生砕石工場指定基準」・「コンクリート再生砕石工場指定基準の運用」新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><b>コンクリート再生砕石工場指定基準</b></p> <p>(目的)            第1条 この指定基準は、茨城県土木部が発注する建設工事に使用するコンクリート再生砕石（RB-40，RC-40）を製造する工場を指定するために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(諸法令の遵守)            第2条 指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）は、工場を管理運営するにあたり、関係する諸法令を遵守しなければならない。</p> <p>(品質)            第3条 コンクリート再生砕石は、舗装再生便覧，コンクリート再生砕石使用基準及び茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に定めた品質管理基準により製造されたものでなければならない。            なお、製品の品質や使用材料等に異常が確認された場合は、直ちに土木部長（検査指導課扱い）に報告しなければならない。</p> <p>(工場)            第4条 コンクリート再生砕石を製造する工場は、次に掲げる試験及び製造設備等を有していなければならない。            (1)試験設備                第3条に定めた試験を行うのに必要な設備。            (2)製造設備                第3条に定めた品質のものを製造できる設備。</p>	<p style="text-align: center;"><b>コンクリート再生砕石工場指定基準</b></p> <p>(目的)            第1条 この指定基準は、茨城県土木部が発注する建設工事に使用するコンクリート再生砕石（RB-40，RC-40）を製造する工場を指定するために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(品質)            第2条 コンクリート再生砕石は、舗装再生便覧，コンクリート再生砕石使用基準及び茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に定めた品質管理基準により製造されたものでなければならない。            なお、製品の品質や使用材料等に異常が確認された場合は、直ちに土木部長（検査指導課扱い）に報告しなければならない。</p> <p>(工場)            第3条 コンクリート再生砕石を製造する工場は、次に掲げる試験及び製造設備等を有していなければならない。            (1)試験設備                第2条に定めた試験を行うのに必要な設備。            (2)製造設備                第2条に定めた品質のものを製造できる設備。</p>

(指定申請)

第5条 指定を受けようとする者は、指定工場指定申請書（様式－1）に次に掲げる書類を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に申請しなければならない。

なお、指定申請に先立ち、次に掲げる書類（（5）・（8）を除く）を添えて土木部長（検査指導課扱い）と事前協議（様式－2）を行うものとする。

- (1)申請工場
- (2)会社概要（商業・法人登記簿謄本等添付）
- (3)位置図（1／50，000）
- (4)工場平面図
- (5)製造実績（製造量及び出荷量）
- (6)製造設備
- (7)品質管理責任者及び試験設備
- (8)申請製品の試験結果表
- (9)コンクリート廃材処理に関する関係法令の許可証の写し
- (10)社内規格
- (11)その他（指示のあった書類）

(指定)

第6条 土木部長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請書類に基づきコンクリート再生砕石の品質、工場の設備及び品質管理体制等について、第3条から第4条の適合について別紙調査表に基づき審査して、適当と認められたときは、指定工場承認書（様式－3）により申請者に通知するとともに写しを添えて土木部関係各課長、土木部内関係機関の長及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

(指定申請)

第4条 指定を受けようとする者は、指定工場指定申請書（様式－1）に次に掲げる書類を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に申請しなければならない。

なお、指定申請に先立ち、次に掲げる（1）から（4）、（9）の書類を添えて土木部長（検査指導課扱い）と事前協議（様式－2）を行うものとする。

- (1)申請工場
- (2)会社概要（商業・法人登記簿謄本等添付）
- (3)位置図（1／50，000）
- (4)工場平面図
- (5)製造実績（製造量及び出荷量）
- (6)製造設備
- (7)品質管理責任者及び試験設備
- (8)申請製品の試験結果表
- (9)コンクリート廃材処理に関する関係法令の許可証の写し
- (10)社内規格
- (11)その他

(指定)

第5条 土木部長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請書類に基づきコンクリート再生砕石の品質、工場の設備及び品質管理体制等について、第2条から第3条の適合について別紙調査表に基づき審査して、適当と認められたときは、指定工場承認書（様式－3）により申請者に通知するとともに写しを添えて土木部関係各課長、土木部内関係機関の長及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

(変更)

第7条 **指定工場**が製造事業の全部を譲渡、相続又は合併し、その地位を承継した者は、2週間以内にその事実を証する書面を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に指定の変更を申請し、承認を受けなければならない。

2 **指定工場**は、第4条の**試験及び製造設備**の位置の変更、改築又は更新等を行う場合は、速やかに変更する事項について申請し、土木部長（検査指導課扱い）の承認を得なければならない。

3 **指定工場**の代表者、工場長、品質管理責任者、工場の住所又は社内規格（**製品の品質に影響を及ぼさない軽微な変更は除く**）を変更した場合は、2週間以内（**代表者の変更の場合は、登記完了後2週間以内**）に関係書類を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に報告するものとする。

4 第1項又は第2項の変更の申請若しくは第3項の報告がない場合は、新たに第6条により申請し、土木部長（検査指導課扱い）の承認を得なければならない。

5 第1項又は第2項による変更申請は、指定工場変更申請書（様式-4）、第3項の変更報告は、指定工場変更報告書（様式-5）による。

6 土木部長は、第1項又は第2項による変更申請が適当と認められたときは、指定工場変更承認書（様式-6）により申請者に通知するとともに、その写しを添えて土木部内関係課長、土木部内関係出先機関の長及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

(廃止及び指定の失効)

第8条 第6条により**指定工場**が事業を廃止した場合は、遅滞なく指定工場事業廃止届（様式-16）を土木部長（検査指導課扱い）に届け出なければならない。

2 前項の指定工場事業廃止届が受理されたときは、当該指定はその効力を失うものとする。

(変更)

第6条 **指定を受けた工場**が製造事業の全部を譲渡、相続又は合併し、その地位を承継した者は、2週間以内にその事実を証する書面を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に指定の変更を申請し、承認を受けなければならない。

2 **指定を受けた工場**は、第3条の**設備**の位置の変更、改築又は更新等を行った場合は、速やかに変更する事項について申請し、土木部長（検査指導課扱い）の承認を得なければならない。

3 **指定を受けた工場**の代表者、工場長、品質管理責任者、工場の住所又は社内規格を変更した場合は、2週間以内に関係書類を添えて、土木部長（検査指導課扱い）に報告するものとする。

4 第1項又は第2項の変更の申請若しくは第3項の報告がない場合は、新たに第5条により申請し、土木部長（検査指導課扱い）の承認を得なければならない。

5 第1項又は第2項による変更申請は、指定工場変更申請書（様式-4）、第3項の変更報告は、指定工場変更報告書（様式-5）による。

6 土木部長は、第1項又は第2項による変更申請が適当と認められたときは、指定工場変更承認書（様式-6）により申請者に通知するとともに、その写しを添えて土木部内関係課長、土木部内関係出先機関の長及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

(廃止及び指定の失効)

第7条 第5条により**指定を受けた工場**が事業を廃止した場合は、遅滞なく指定工場事業廃止届（様式-16）を土木部長（検査指導課扱い）に届け出なければならない。

2 前項の指定工場事業廃止届が受理されたときは、当該指定はその効力を失うものとする。

(立入検査)

第9条 土木部長は、必要に応じ関係者に**指定工場**等に立ち入り、製品、使用原材料及び製造設備等の品質保持に必要な技術的生産条件について検査させることができる。

2 立入検査を行う者は、身分証明書（様式－7）を携帯し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定工場調査)

第10条 **指定工場は、年1回の指定工場への立入調査を受けなければならない。**

2 **立入調査は、書類調査（社内規格など）、現地確認調査（製造設備、試験設備など）、実地検査（品質管理試験の実施）によるものとする。**

(業務報告)

第11条 **指定工場は、年1回（4月）製造及び出荷に関して業務報告書（様式－18）により、土木部長（検査指導課扱い）に報告するものとする。**

(納入停止及び指定取消し)

第12条 土木部長は、**指定工場**が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し**指定工場資材納入停止通知書（様式－13）**により、土木部発注の建設工事へ製品の納入停止、若しくは、**指定工場指定取消通知書（様式－15）**によりその指定を取り消すことができる。

また、納入停止期間が終了し、立入検査の結果、改善事項の確認ができたときは、**指定工場資材納入停止解除通知書（様式－14）**により土木部発注の建設工事へ資材、製品の納入を開始することができる。

なお、納入停止及び停止解除又は指定の取り消しの措置を行った場合は、速やかにその旨を関係機関の長に通知するものとする。

(立入検査)

第8条 土木部長は、必要に応じ関係者に指定を受けた工場等に立ち入り、製品、使用原材料及び製造設備等の品質保持に必要な技術的生産条件について検査させることができる。

2 立入検査を行う者は、身分証明書（様式－7）を携帯し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務報告)

第9条 指定を受けた工場は、年1回（4月）製造及び出荷に関して業務報告書（様式－18）により、土木部長（検査指導課扱い）に報告するものとする。

(納入停止及び指定取消し)

第10条 土木部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し**指定工場資材納入停止通知書（様式－13）**により、土木部発注の建設工事へ製品の納入停止、若しくは、**指定工場指定取消通知書（様式－15）**によりその指定を取り消すことができる。

また、納入停止期間が終了し、立入検査の結果、改善事項の確認ができたときは、**指定工場資材納入停止解除通知書（様式－14）**により土木部発注の建設工事へ資材、製品の納入を開始することができる。

なお、納入停止及び停止解除又は指定の取り消しの措置を行った場合は、速やかにその旨を関係機関の長に通知するものとする。

(1) 第14条の規定により行った改善命令に対し、資材の品質も確保されず、誠意ある改善がなされなかったとき。

(2) 公共工事に納入された資材に重大な欠陥が認められたとき。

(3) 不正又は不誠実な行為を行ったとき（他法令に抵触した時、若しくは罰則を受けた場合等も含む）。

(4) 第13条第3項の規定により、指定工場の休止期間が3年を超えたとき。

(5) 前号(1)から(3)によるほか納入停止又は指定取消が妥当であると認められたとき。

2 前項の規定による納入停止期間は、「茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領」等を参考に決定するものとする。

(工場の休止及び再開)

第13条 指定工場は、指定品目の製造及び出荷の休止をするときは、遅滞なく土木部長に指定工場業務休止届（様式－8）を届け出なければならない。  
なお、休止期間は最長1年間とする。それ以上となる場合は、その都度、指定工場業務休止届を提出すること。

2 工場が再開する場合は速やかに指定工場業務再開届（様式－9）を届け出なければならない。

なお、再開にあたり土木部長は、必要に応じ工場に立入検査を実施し、品質管理が良好であることを確認するものとする。

3 指定工場（または指定品目）の休止期間が3年を超えた場合は、土木部長は、休止の理由等を聴取した上で、第12条第1項第4号に基づき、その指定を取り消すことができる。

(改善命令)

第14条 土木部長は、指定工場が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し指定工場改善命令書（様式－10）により改善命令を発令することが

(2) 第12条の規定により行った改善命令に対し、資材の品質も確保されず、誠意ある改善がなされなかったとき。

(2) 公共工事に納入された資材に重大な欠陥が認められたとき。

(3) 不正又は不誠実な行為を行ったとき。

(4) 前号(1)から(3)によるほか納入停止又は指定取消が妥当であると認められたとき。

2 前項の規定による納入停止期間は、「茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領」等を参考に決定するものとする。

(工場の休止及び再開)

第11条 指定を受けた工場は、製造及び出荷の休止をするときは、遅滞なく土木部長に指定工場業務休止届（様式－8）を届け出なければならない。工場が再開する場合は速やかに指定工場業務再開届（様式－9）を届け出なければならない。

なお、再開にあたり土木部長は、工場に立入検査を実施し、品質管理が良好であることを確認するものとする。

(改善命令)

第12条 土木部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し指定工場改善命令書（様式－10）により改善命令を発令す

できる。改善命令を受けた工場は、指定工場改善計画書（様式－１１）を提出し、早急に改善しなければならない。

- (１) 公共工事に納入された当該工場に係わる資材の品質が基準に適合しないと認められたとき。
- (２) 立入検査の結果、当該工場で製造される資材が基準に適合しないと認められたとき、または工場の試験設備、製造設備、品質管理方法その他資材の品質保持に必要な技術的生産条件等が適正でないと認められたとき。
- (３) 前号(１)(２)によるほかこの基準に定められた品質の資材を製造するため改善が必要であると認められたとき。

２ 改善を完了した工場は、指定工場改善報告書（様式－１２）を提出し、土木部長に確認を受けなければならない。

(書類様式)

第 15 条 この基準に係わる書類に関しては下記によるものとする。様式にない書類が必要な場合、既存様式を参考に記載事項確認後、適宜作成の上、提出すること。

- 様式－ 1 指定工場指定申請書
- 様式－ 2 指定工場事前協議申請書
- 様式－ 3 指定工場承認書
- 様式－ 4 指定工場変更申請書
- 様式－ 5 指定工場変更報告書
- 様式－ 6 指定工場変更承認書
- 様式－ 7 指定工場身分証明書
- 様式－ 8 指定工場業務休止届
- 様式－ 9 指定工場業務再開届

ることができる。改善命令を受けた工場は、指定工場改善計画書（様式－１１）を提出し、早急に改善しなければならない。

- (１) 公共工事に納入された当該工場に係わる資材の品質が基準に適合しないと認められたとき。
- (２) 立入検査の結果、当該工場で製造される資材が基準に適合しないと認められたとき、または工場の試験設備、製造設備、品質管理方法その他資材の品質保持に必要な技術的生産条件等が適正でないと認められたとき。
- (３) 前号(１)(２)によるほかこの基準に定められた品質の資材を製造するため改善が必要であると認められたとき。

２ 改善を完了した工場は、指定工場改善報告書（様式－１２）を提出し、土木部長に確認を受けなければならない。

(書類様式)

第 13 条 この基準に係わる書類に関しては下記によるものとする。様式にない書類が必要な場合、既存様式を参考に記載事項確認後、適宜作成の上、提出すること。

- 様式－ 1 指定工場指定申請書
- 様式－ 2 指定工場準備審査申請書
- 様式－ 3 指定工場承認書
- 様式－ 4 指定工場変更申請書
- 様式－ 5 指定工場変更報告書
- 様式－ 6 指定工場変更承認書
- 様式－ 7 指定工場身分証明書
- 様式－ 8 指定工場業務休止届
- 様式－ 9 指定工場業務再開届

- 様式－１０ 指定工場改善命令書
- 様式－１１ 指定工場改善計画書
- 様式－１２ 指定工場改善報告書
- 様式－１３ 指定工場資材納入停止通知書
- 様式－１４ 指定工場資材納入停止解除通知書
- 様式－１５ 指定工場指定取消通知書
- 様式－１６ 指定工場事業廃止届
- 様式－１７ 指定工場指定承認書再発行申請書
- 様式－１８ 業務報告書

(その他)

第 16 条 この基準に定めるもののほか、基準を運用する上で必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

- この基準は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 6 年 6 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- 様式－１０ 指定工場改善命令書
- 様式－１１ 指定工場改善計画書
- 様式－１２ 指定工場改善報告書
- 様式－１３ 指定工場資材納入停止通知書
- 様式－１４ 指定工場資材納入停止解除通知書
- 様式－１５ 指定工場指定取消通知書
- 様式－１６ 指定工場事業廃止届
- 様式－１７ 指定工場指定承認書再発行申請書
- 様式－１８ 業務報告書

(その他)

第 14 条 この基準に定めるもののほか、基準を運用する上で必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

- この基準は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 6 年 6 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## コンクリート再生砕石工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、コンクリート再生砕石工場の指定基準は下記により運用する。

### 1 指定基準第3条（品質）について

- (1) 再生砕石は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこなうと共に、3ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しなければならない（突き固め試験は6ヶ月に1回）。
- (2) 再生砕石は、磁選機や人力等により異物を除去し、品質を確保しなければならない。

### 2 指定基準第4条（工場）について

#### (1) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。

- 1) 製造フロー図（製品別）
- 2) 受入設備（ストック設備の容量、面積等）
- 3) 本体設備
  - ・投入装置
  - ・破碎機（形式、台数、能力）
  - ・粒度調整方式（ふるい分け設備）
  - ・異物除去設備（木片、紙、プラスチック、鉄、鉄以外の金属）
- 4) 製品貯蔵設備
- 5) 入荷・出荷計量設備
- 6) 必要となる公害防止対策設備（騒音、振動、粉塵、排水等）
- 7) その他

#### (2) 品質管理責任者について

工場においては、（一財）茨城県建設技術管理センターにおいて品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

#### (3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積  
(床面積 10㎡程度以上が望ましい。)

## コンクリート再生砕石工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、コンクリート再生砕石工場の指定基準は下記により運用する。

### 1 指定基準第2条（品質）について

- (1) 再生砕石は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこなうと共に、3ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しなければならない（突き固め試験は6ヶ月に1回）。
- (2) 再生砕石は、磁選機や人力等により異物を除去し、品質を確保しなければならない。

### 2 指定基準第3条（工場）について

#### (1) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。

- 1) 製造フロー図（製品別）
- 2) 受入設備（ストック設備の容量、面積等）
- 3) 本体設備
  - ・投入装置
  - ・破碎機（形式、台数、能力）
  - ・粒度調整方式（ふるい分け設備）
  - ・異物除去設備（木片、紙、プラスチック、鉄、鉄以外の金属）
- 4) 製品貯蔵設備
- 5) 入荷・出荷計量設備
- 6) 必要となる公害防止対策設備（騒音、振動、粉塵、排水等）
- 7) その他

#### (2) 品質管理責任者について

工場においては、（一財）茨城県建設技術管理センターにおいて品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

#### (3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積  
(床面積 10㎡程度以上が望ましい。)

- 2) ふるい JIS Z 8801-1に規定する網ふるいで、茨城県で定められた粒度のふるい分け試験が行えるもの。2組以上
- 3) 計量器 感量1g程度の精度を有するもの
- 4) 乾燥機 105±5℃の恒温を保持でき、容量は試験に必要な試料を乾燥できる容量（70ℓ程度以上が望ましい。）
- 5) その他 ふるい分け試験を行うために必要な小器具（スコップ、バット等）

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」及び「コンクリート再生砕石使用基準」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

- 1) 社内規格に定められた品質管理試験の結果を集積し、各ふるい目における平均値、最大値、最小値、標準偏差等をまとめた管理図を提出すること。  
(品質管理試験結果数は、30回程度を1ロットとして集計すること。)
- 2) 3ヶ月に1回、異物混入量、アスファルト塊混入率、粒度、修正CBR、塑性指数、すりへり減量、CBR（RB-40についてのみ）等の試験表を提出すること（突き固め試験は6ヶ月に1回）。

(5) 品質管理基準について

- 1) 日常管理（ふるい分け試験）データが規格値内に99.7%の確率で入るために $\sigma_k$ が次の条件を満足すること。
  - ①管理データの平均値が規格の中央値に等しいか、小さい場合  
 $3\sigma_k \leq (\text{データの平均値} - \text{下限規格値})$
  - ②管理データの平均値が規格の中央値より大きい場合  
 $3\sigma_k \leq (\text{上限規格値} - \text{データの平均値})$

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容の社内規格を定め、その定めによって、管理運営されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 品質管理規定
- 6) 試験管理規定

- 2) ふるい JIS Z 8801-1に規定する網ふるいで、茨城県で定められた粒度のふるい分け試験が行えるもの。2組以上
- 3) 計量器 感量1g程度の精度を有するもの
- 4) 乾燥機 105±5℃の恒温を保持でき、容量は試験に必要な試料を乾燥できる容量（70ℓ程度以上が望ましい。）
- 5) その他 ふるい分け試験を行うために必要な小器具（スコップ、バット等）

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」及び「コンクリート再生砕石使用基準」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

- 1) 社内規格に定められた品質管理試験の結果を集積し、各ふるい目における平均値、最大値、最小値、標準偏差等をまとめた管理図を提出すること。  
(品質管理試験結果数は、30回程度を1ロットとして集計すること。)
- 2) 3ヶ月に1回、異物混入量、アスファルト塊混入率、粒度、修正CBR、塑性指数、すりへり減量、CBR（RB-40についてのみ）等の試験表を提出すること（突き固め試験は6ヶ月に1回）。

(5) 品質管理基準について

- 1) 日常管理（ふるい分け試験）データが規格値内に99.7%の確率で入るために $\sigma_k$ が次の条件を満足すること。
  - ①管理データの平均値が規格の中央値に等しいか、小さい場合  
 $3\sigma_k \leq (\text{データの平均値} - \text{下限規格値})$
  - ②管理データの平均値が規格の中央値より大きい場合  
 $3\sigma_k \leq (\text{上限規格値} - \text{データの平均値})$

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容の社内規格を定め、その定めによって、管理運営されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 品質管理規定
- 6) 試験管理規定

- 7) 設備管理規定
- 8) 出荷規定
- 9) 安全管理規定
- 10) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

3 指定基準第6条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については、別図1のとおりとする。

4 指定基準第7条（変更）について

(1) 変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。

(2) 試験及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。

この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。

- 7) 設備管理規定
- 8) 出荷規定
- 9) 安全管理規定
- 10) その他

3 指定基準第5条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については別図1のとおりとする。

4 指定基準第6条（変更）について

(1) 変更申請・変更報告区分については別表1のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。